

## 指 名 停 止 措 置 簿

### 1 指名停止を受けた建設者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
株式会社轟組	代表取締役社長 吉村 文次	大臣許可 (特) 第 973 号	高知県高知市萩町 1-5-13

### 2 指名停止の内容

指名停止期間	令和 4 年 12 月 27 日から令和 5 年 2 月 26 日まで (2 月)
指名停止の理由	<p>四国地方整備局土佐国道事務所発注の「令和 3 年度南国安芸道路西野地区改良第 2 外工事」において、労働災害が発生したにもかかわらず、労働基準監督署に対し、労働災害は発生していない旨の虚偽の陳述をしたことにより、使用人が労働安全衛生法違反で、高知簡易裁判所から令和 4 年 12 月 15 日付けで罰金の略式命令を受けたため。</p> <p>※該当条項 高知県建設工事指名停止措置要綱第 1 条規定の別表第 2 の第 21 号（不正又は不誠実な行為）に該当 同要綱の取扱いの別表第 2 関係 6 の（1）（不正又は不誠実な行為）に該当</p>